

平成24年 6月13日開会

平成24年 6月21日閉会

(定例第2回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（6月13日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局出席職員者職氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
陳情第1号の取下げについて	6
一般質問	6
6番 国永美恵子議員	6
10番 河内 賀寿議員	18
11番 岡崎南海子議員	22
議案第20号	27
議案第21号	27
議案第22号	27
議案第23号	27
議案第24号	27
議案第25号	27
陳情第4号	29
散 会	29
署 名	30

第2号(6月21日)

議事日程	3 1
本日の会議に付した事件	3 1
出席議員	3 2
欠席議員	3 2
事務局出席職員職氏名	3 2
説明のため出席した者の職氏名	3 3
開 会	3 3
会議録署名議員の指名	3 3
議案第20号	3 3
議案第21号	3 3
議案第22号	3 3
議案第23号	3 3
議案第24号	3 3
議案第25号	3 3
陳情第4号	3 3
議案第26号	3 5
閉会中の継続調査について	3 5
閉 会	3 6
署 名	3 7

田布施町告示第32号

平成24年第2回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成24年5月30日

田布施町長 長信 正治

1 期 日 平成24年6月13日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

林山 健二議員

藤山 巖議員

向井 恒夫議員

高川 喜彦議員

木本 睦博議員

岡崎南海子議員

谷村 善彦議員

西本 敦夫議員

島中 孝議員

国永美恵子議員

清神 清議員

河内 賀寿議員

石田 修一議員

○6月13日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

平成24年6月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
 例月出納検査の報告
 報告第1号 繰越明許費の報告について(平成23年度田布施町一般会計予算)
 報告第2号 繰越明許費の報告について(平成23年度田布施町下水道事業特別会計
 予算)
 報告第3号 住宅使用料に関する債権放棄の報告について
 報告第4号 田布施町土地開発公社事業等の報告について
日程第4 陳情の取下げ
日程第5 一般質問
日程第6 議案第20号
 専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例)
日程第7 議案第21号
 専決処分の承認について(田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例)
日程第8 議案第22号
 専決処分の承認について(田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第9 議案第23号
 平成24年度田布施町一般会計補正予算(第1号)議定について
日程第10 議案第24号
 田布施町課設置条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第25号
 田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
日程第12 陳情第4号
 陳情書 県道光柳井線の歩道、自転車道及び右折車線の設置について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
 例月出納検査の報告
 報告第1号 繰越明許費の報告について(平成23年度田布施町一般会計予算)

- 報告第2号 繰越明許費の報告について（平成23年度田布施町下水道事業特別会計
予算）
- 報告第3号 住宅使用料に関する債権放棄の報告について
- 報告第4号 田布施町土地開発公社事業等の報告について
- 日程第4 陳情の取下げ
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第20号
専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第21号
専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 議案第22号
専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 議案第23号
平成24年度田布施町一般会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第10 議案第24号
田布施町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第25号
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 陳情第4号
陳情書 県道光柳井線の歩道、自転車道及び右折車線の設置について

出席議員（13名）

1番	林山 健二議員	2番	西本 敦夫議員
3番	藤山 巖議員	4番	畠中 孝議員
5番	向井 恒夫議員	6番	国永美恵子議員
7番	高川 喜彦議員	8番	清神 清議員
9番	木本 睦博議員	10番	河内 賀寿議員
11番	岡崎南海子議員	12番	石田 修一議員
13番	谷村 善彦議員		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	中田 正美君	書記	山本 清治君
		書記	岸井 孝之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	長信 正治君	副町長	富田 辰也君
教育長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	西本 重貴君	税務課長	岡本 正君
町民福祉課長	田縁 和明君	建設課長	川添 俊樹君
経済課長	落合 祥二君	健康保険課長	猪股 勝美君
学校教育課長	田中 章君	社会教育課長	岡本 憲一君
会計室長	徳元 淳良君	収納対策室長	藤井 正彦君
給食センター所長	中野 哲朗君	監査委員	今井 清弘君

午前9時00分開会

(ベル)

- 議長(谷村 善彦議員) 平成24年第2回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
すいません、ちょっとすいません、傍聴席、静かにお願いします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長(谷村 善彦議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、石田修一議員、林山健二議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

- 議長(谷村 善彦議員) 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(谷村 善彦議員) 異議なしと認めます。したがって、会期は6月21日までの9日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

- 議長(谷村 善彦議員) 日程第3、諸般の報告を行います。
本日は例月出納検査の結果報告のため、今井代表監査委員に出席を求めています。
例月出納検査の報告を求めます。今井代表監査委員。
○監査委員(今井 清弘君) おはようございます。例月出納検査の報告。向井議員監査委員とそれぞれ

れの月に実施いたしました例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

平成24年3月末、4月末及び5月末における一般会計、特別会計、歳入歳出ほか現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ正確であると認めましたので、ここに御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷村 善彦議員） 次に、報告第1号繰越明許費の報告についてから、報告第4号田布施町土地開発公社事業等の報告についてまで、4件の報告を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、4件の報告事項について、その概要を説明いたします。

まず、報告第1号は、本年3月に議決いただきました平成23年度田布施町一般会計予算における繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書により報告するものであります。

詳細については、繰越計算書及び繰越明細書に掲げておりますように、子ども手当システム開発事業、集落防災安全施設整備事業、尾津漁港海岸保全施設整備事業、波野雨水1号幹線可動水路橋設置事業、麻郷小学校校舎解体等周辺整備事業の5件で、繰越総額1億547万3千円であります。

なお、参考資料であります繰越明許書に、今年から「繰越理由」と「完成時期等」の欄を新たに設けましたので、参考にしていただければと存じます。

次に、報告第2号は、本年3月に議決いただきました平成23年度田布施町下水道事業特別会計予算における繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書により報告するものであります。

詳細については、繰越計算書及び繰越明細書に掲げておりますように、6号マンホールポンプナンバー1中継ポンプ取替事業の1件で138万円であります。

次に、報告第3号は、田布施町債権管理条例第15条第1項第7号の規定に基づき、回収不能となった町営住宅使用料の債権を放棄しましたので、同条例第15条第2項の規定により議会に報告するものであります。

この件につきましては、昨年12月21日の全員協議会で概要を説明しておりますが、該当債務者が平成23年8月に死亡いたしました。滞納家賃は平成2年から平成21年までの127万2,180円であります。連帯保証人、相続人もなく、本人に代わり債務を請求し回収する見込みがないため、死亡により、この債権を債権管理条例に基づき放棄したものであります。

次に、報告第4号は、田布施町土地開発公社の平成23年度の事業報告及び決算報告並びに解散に伴う清算事務の事業報告及び決算報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、お手元に配付の書面のとおり御報告するものであります。

まず、平成23年度の決算状況であります。田布施町土地開発公社は、議会にも報告しておりますように本年1月4日をもって解散いたしましたので、平成23年4月1日から平成24年1月4日までの収益勘定は収入784円、支出12万2,490円で、純損失が12万1,706円となりました。資本勘定は、借入金の償還が平成22年度末をもって完了したため0円であります。

なお、解散後の平成24年1月4日から5月11日までの清算事務の決算状況は、収益勘定は収入1万5,068円、支出16万8,197円で15万3,129円の純損失となりました。差し引き純財産4,397万6,418円を公有地の拡大の推進に関する法律第22条第2項及び田布施町土地開発公社定款第27条第2項で定めるところにより、町に帰属させ、清算を終了しました。

なお、町に帰属した現金4,197万6,418円については、土地開発基金に3,897万6,418円を、財政基金に300万円を積み立てることとしており、大晃機械工業株式会社の株券200万円については、田布施町名義に変更手続中であり、

以上で報告を終わります。

○議長（谷村 善彦議員） 次に、議長から報告いたします。

地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 陳情の取下げ

○議長（谷村 善彦議員） 日程第4、陳情の取下げを議題といたします。

平成24年2月22日に提出されました特区適用による「どぶろく」製造を勘案した起業拠点施設設置についての陳情は3月定例会において経済厚生委員会に付託され継続審査となっておりますが、お手元に配付のとおり、陳情者から、取り下げたいとの申し出がありました。委員会に付託された陳情の取り下げについては議会の許可が必要となります。

お諮りします。本件、陳情の取り下げを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。よって、本件、陳情の取り下げは許可することに決定いたしました。

日程第5. 一般質問

○議長（谷村 善彦議員） 日程第5、一般質問を行います。

順番に発言を許します。国永美恵子議員。

○議員（6番 国永美恵子議員） 通告をいたしましたとおり、お尋ねをいたします。

まず最初に、成年後見について、町長にお尋ねをいたします。

成年後見制度が始まってから12年になります。介護保険と同時期にスタートしました。介護保険は40歳から保険料を払い、65歳になれば介護保険証が届きますが、成年後見制度は住民に知られていないのではないかと思います。法務省民事局のパンフレットを見ますと、判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見制度とあります。町内でも、後見人が必要ではないかと思われる事象がありました。なかなか後見人が決まらないとも聞いておりました。成年後見制度は、どの程度、住民に周知されておりますか。まず、このような制度があることを、わかりやすく住民に知らせるべきだと思います。町内におきまして、この制度の利用者、あるいは必要とする者などの実態はどうなっておりますか、お尋ねをいたします。

一方、後見人になるにも、煩雑な事務手続、就任後も資料づくりや手続などがあり、後見人に対して支援も必要だということです。広島県では、県社会福祉協議会が県内全社会福祉協議会で成年後見を受任する体制づくりに乗り出したと、新聞記事にありました。本町では後見人育成などの取り組み、どうなっておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。

成年後見制度が始まって12年になるが、この制度がどの程度住民に周知されてるか、また制度の利用者、あるいは必要とする者等の本町の実態はどうなっているかとお尋ねであります。

御承知のとおり、成年後見制度とは認知症、知的障害、精神障害などの理由で、不動産や預貯金などの財産の管理や契約などの法律行為に関することが、自分でこれらのことをする判断能力の不十分な方々にかわって、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が保護、支援する制度です。

議員のお尋ねの制度の周知については、毎年8月号の広報に、司法書士が実施する成年後見人相談会の御案内や、町社会福祉協議会が年1回、社協だよりにて地域福祉権利擁護事業を掲載しております。町民福祉課窓口には、法務省民事局の成年後見人制度のパンフレットを備えており、相談があればお答えしております。

また、社会福祉協議会、田布施包括支援センターなどで福祉サービスなどの相談の中で、必要な場合、この制度の紹介をしております。現在、本町での制度利用者については把握をしかねています。

次に、本町における後見人育成などの取り組みはどうなっているかとお尋ねですが、県社会福祉協議会では市町社協と緊密に連携、協力し、地域福祉権利擁護事業が有効に、より円滑に展開できるように、平成22年度から、すべての市町社協で取り組んでおります。

成年後見人制度については、制度を広く周知するとともに、すべての市町社協が成年後見を受任しやすい環境づくりの推進など、利用促進に向けた取り組みを積極的に進めるため、研修や啓発などを行っております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

○議員（6番 国永美恵子議員） 今の御答弁ですと、町のほうはきちんと知らせているよと、こういうように私は受けとめました。ただ、その把握、状況把握がしてないとおっしゃる。これはどういうことなのでしょうね。田布施町の総合計画「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」、このようなキャッチフレーズになっておりますけれども、住みよい町は住み続けなければいけないわけです。そうしますと制度の、この利用者という把握、必要者の把握というのは、ここに皆さんが安心して暮らせる町、こういう中では、町のほうも把握をしておく必要があるんじゃないかなと思います。それで、再度お尋ねをするわけです。

もう一点は、ゆうべのニュースで、実は私、遅くにテレビをつけましたら、ニュースで周南市のこの制度を利用していらっしゃる女性の口座から現金が引き出されたと、そういう疑いで元警察官が逮捕されたというニュースをテレビで目にしました。今日、新聞をあけてみますと、新聞にもそのことが載っております。こういう事例があると、後見人制度がせつかくあるのに大変不安なこともございますけれども、こういうことも、やはり町は一報すべきではないかこのように思います。それで、今、お尋ねするわけです。

で、町がどれだけ、どういう形で関わってくるかということなんです。そこまで、お尋ねしましょう。長く聞かないように。

○議長（谷村 善彦議員） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（田緑 和明君） それでは、把握についてということですが、今、私どもで持っておるのは社会福祉協議会のほうで地域権利擁護の関係で、今実際に、その権利擁護しておられる方については8名いらっしゃいます。その中で内訳としては認知症関係が4名と、障害者の方が1名と、その他ということがございます。

実際の成年後見につきましては、実質は正確には把握できてない部分がございますが、法務省、法務局から来る被後見人についての登記された部分がこちらに来ておるのが、現時点では22名というふうになっております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先程質問の中にありましたが、新聞、今朝私も拝見しました。周南市で、その方は市議員に立候補もしちゃったとかいうことが、ちょろっと書いてあったような気がします。その人をどうこうというより、実際にそういうことが起こってはいけないわけでありまして、ただ後見人を選任するには、そういった面を含めて大変なことだなというのは感じました。決して、それがいいわけではありませんが、本当に信頼できる後見人を選ぶということ、この難しさも、今日の新聞を見て大事なことだなという感じを受けております。そういうお答えでよろしゅうございますか。

○議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

○議員（6番 国永美恵子議員） せつかくいい制度があるのに、本当に残念なことだなと思っております。

私が、もう一点お尋ねしたいのは、例えば成年後見人が付きましても、町長が先程最初の答弁でおっしゃった、このパンフレットですね、法務省民事局、これは私もこの間、窓口へ行ってもらいました、そこの4ページの中に後見人の仕事というのがございまして、お手元があれば見ていただきたいんですけども。「職務は本人の財産管理や契約など法律行為に関するものに限られており」とこういうふうに書いてありますね。この後見人が、例えば、身内といいますか、親族といいますか、こういう方であれば、そういう法的なこととは別に日常生活にも目配りができようかと思いますが。ただ、全くそこに関係しない方であれば、介護保険でいろいろなものを支援を受けていると同時に、その後見人が付いて、法的なものの措置がある。その隙間というのが生まれるんじゃないかと思うんですよね。そういうところは、やはり町がカバーしなきゃいけないかなと思います。

よその町では、市民後見人というのを育成するというような動きがあるそうです。そういう身近に、町内においてそういう方がいらっしゃって目配りもできるような状況になれば、私は大変いいかと思えます。その辺を、町長いかがでしょうかね、そういう育成というのも考えていただけませんか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 社会福祉協議会のほうで、その辺の対応も含めて、特に社会福祉協議会自体の内容が、そういったことを含めて対応していくという状況であります。

ただ、後見人という表現が、私どもも十分認識がなかった部分もあるんですが。私自身も子供の頃に、おまえはだれだれを後見人にしちよるからなと、おやじに言われたことがあります。何のことだか分らなかったんですが。ただ、後ろでしっかりとその人間を見てやること、ということが後見という意味だろうと思えます。後ろで支えていくという形だろうと思えます。そういう意味からいいましたら、そういうふう任命される人をしっかりと選ぶということ、これがまず第一。

そして、今、隙間と言われましたが、その隙間の対応については、町で行うのも大事、また社会福祉協議会との連携をしっかりとって、そういう問題を起こさないように対応していかなくちゃいけないというふうに思っています。ただ、町がそれについてのみ対応するんじゃなしに、連携をしっかりとってやっていくということが大事であるように思っております。そういうことです。

○議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

○議員（6番 国永美恵子議員） よく分かりました。本当に住みよいまち田布施は、住み続けることができるいい町にしていきたいと思えます。

2番目のお尋ねをいたします。施福会たぶせ苑と本町のあり方についてでございます。

社会福祉法人施福会へ利子補給として、本年度は町から279万8,000円を補助することになっております。この補助は平成27年度で終了する予定であります。種々思えますと、施福会と関わり、この関わりに一考を要する時期かとも考えます。

まず、平成11年4月1日付の寺田町長と藤井理事長で交わした、たぶせ苑の経営等に関する覚書についてお尋ねいたします。施福会とのこの覚書は、特別養護老人ホームたぶせ苑の設立経緯や経費などを踏まえての覚書であります。内容は財政支援だけでなく、たぶせ苑の役員選任の事前協議もするようになっております。町長が、たぶせ苑は民設民営と強調されるのであれば、そもそも町が関与すべき立場にないと考えます。確かに、たぶせ苑は町の財産ではありませんが、覚書によりまして、たぶせ苑と田布施町との関係が明確にされております。覚書について、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2点目についてお答え申し上げます。施福会、たぶせ苑と本町のあり方についてのお尋ねであります。

たぶせ苑建設に際しては、本町で特に要望の強かった特別養護老人ホームの建設であり、町議会をはじめ、民間から選出した委員で構成する高齢者福祉施設建設協議会等により、特別養護老人ホームの建設計画及び運営のあり方等が検討されました。その結果、特別養護老人ホームの運営は「新たに

設置する民間組織の会社、福祉法人が行うこととなり、建設費については、公費補助を除き多額の経費がかかることから、健全な経営等が行われるように財政面や運営面などの支援を行う」こととなり、平成8年3月議会において債務負担行為を議決いただいております。

まず、平成11年4月1日付で町と施福会で交わした「たぶせ苑の経営等に関する覚書」についてのお尋ねですが、就任時の寺田町長から施福会への補助の根拠として、文書を町と施福会とで交わしたものであります。内容は、特別養護老人ホームたぶせ苑の経営等に関して健全な事業運営や町の財政支援、また町民の信頼に応えられる事業を推進していくため、町との協議や町の調査、または町への報告等を定めたものであります。

町といたしましては、引き続き施福会との健全な運営がなされるようパートナーとして支援してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

○議員（6番 国永美恵子議員） 要望が強かったと、町長おっしゃいました。確かにそうなんです。周辺の自治体には特養がありますのに、田布施町だけはない。こういうことで、住民の皆さんから、ぜひ田布施町にも特別養護老人ホームをという御希望がございました。そういうことの上に、このたぶせ苑ができたと思っております。

ただ、町長、この覚書を引き続きと町長おっしゃったけれども、パートナーとして支援をしていくとおっしゃったけれども、そここのところが本当に、この間から民設民営というような言葉をはっきりとお使いになっている。そういうところにおきましては、本当にその覚書が引き続きあっていいのか、パートナーとして支援していいのかという疑問もあるんですよ。これが、私いけないというんではないんですけどね。そこが一点、どうか。本当に民設民営ならば町が関与してはいけないんじゃないかと、最初に申し上げたとおり、町が関与してはいけないんじゃないかなという、こういう気持ちもございます。

それで、実は町長、私、平成7年9月議会の一般質問で、この特養のことについてお尋ねをしているんです。町長も、そのときは議員でおられた。どういうふうに聞いておりますかと。その前に、その当時の質問というのは3回しかできなかったんですね。何回も立ってとはというのがなかった。3回しかできなかったんです。それで、少しどういうことを聞いているかということで申し上げますと、2回目に、特養は公設民営とか、民設民営とか言われているが、地方自治法第244条の公の施設というのにならないのかと私は聞いております。そのときの御答弁は「民間の施設」と、こういうことでした。

で、さらに3回目ですね、聞いております。公の施設でないということになりますと、住民自治と住民の権利の活用にとって最も重要な手段の一つとされております公の施設にならない、これは問題ではないかと続いて聞いてるんです。ただ、その問題という部分については、お答えがなかった。もう3回目ですから、それ以上聞くこともできませんでしたが。行政財産ではない、町の財産ではない、補助金として補助、こういうふうにおっしゃったんですね。3月議会でもいろいろ出ておりましたが、そここのところではっきりと民設民営という言葉は使ってはいらっしゃらないんですが、ただ、民間施設であって町の財産ではないと、こういうことははっきりしております。

そこで、その当時は覚書というものがなかったんですね。その後になって覚書というものがつくられたんです。覚書がなければ、そのままでも済んだらうと私は思うんですけど、その覚書が町長の答弁の中で触れられましたが。

覚書が交わされて、私3月に、この覚書を出していただいて見ましたときに、私どこかで見たような気がすると思ったんですよ、大変記憶が曖昧でして。この覚書について、平成11年6月1日の全協で、寺田町長が——当時の——、報告をしておられるんですよ。町長、思い出してみてください。そのときの報告が2件ありまして、広域水道のことと職員の処分ということと、この覚書の報告が

2件されております。私も、どこかで見たような気がすると思ったんですけど、なかなか思い出せなくてね、家に帰りまして、その当時の資料を出してみますと、ちゃんとこれをいただいております。そこで、これがあるからこそ、現在に至っているわけですね。途中で財政支援を少し変えておられますけれども。その財政支援を変えられたときに、特養には内部留保が幾らあったのか、ということをお尋ねをいたします。それと、今幾らなのか、お尋ねしたいんです。この前の厚生省の調査で、その特養の内部留保のことが新聞に載っておりました。特養の内部留保の額が、1施設当たり平均で3億782万円あったと、こういう調査の報告ですね。たぶせ苑には一体、今幾らあるのか。その18年でしたか、18年10月1日、幾らあったか、まずお尋ねします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 今、たぶせ苑に留保金が幾らあるかというのは、私はちょっと存じ上げませんし、聞いてもおりません。必要であれば、たぶせ苑のほうにお聞きして、お答えできるかと思いません。

それと、国永議員さん言われたように、平成7年の一般質問ですか、当時、私も議員でありましたし、質問された記録等の中身は覚えておりませんが、多分、国永議員さん、議員になられて最初の年だろうと思います。その辺を踏まえて、特に特別養護老人ホームについての関心も高かったと思います。当時、私もそういう気持ちで一生懸命、老人ホームの建設に向けて努力した経緯を記憶しております。

ただ、この目的というものは何かというたら、やはりあそこを利用される方、あるいは、あそこを利用されなきゃいけない方がちゃんとできるように、そしてやはりあそこを利用して良かった、あそこにあって良かったと言われるのが大きな目的であります。

11年4月1日のその覚書書の第5条にちゃんとその辺も踏まえて、精神を損のうちゃいかんよということもちゃんと謳われております。それが基本だろうと私は思っております。万が一そういうことがあってはならない。そして、やはり民設でやられてるけど、やはり田布施町にあるあの施設というのは、当初から、あの一帯を福祉の里構想というような大きな希望のもとに、あれに取り組んでいった経緯も私は記憶しております。ですから、田布施町の福祉の一つの大きな核として、あの一帯に福祉の里という気持ちを持って取り組む。それには、田布施町に住む住民の皆さんが安心して将来の福祉に関わること、できるための施設なんだという認識で一生懸命取り組んだ経緯があります。そういう意味も、多分、国永議員さんが議員になられた当初の思いがあって、しっかりと質問されたんだろうというように、今質問を聞いておりました。

そういうことで、あくまでも町との関わりというのは、これからもしっかりパートナーとしてやっていかなきゃいけないという認識を持っておりますので、運営自体はしっかりとやってもらわなきゃ困るし、あるいは何か問題があれば、やはり町としてもその辺をしっかりと相談も受けるし、こちらからの要望もできるんじゃないかなという意味で、この覚書書の必要性は認めているという状況であります。

ただ、先程、質問の中にありました27年、一応、今うちとの、この覚書書に書いてある、あるいは、その後の財産に関する協定等については27年で大体終了してしまいますから、そのあたりで再度、もう一度しっかりとしたその協議はしていかなきゃいけないなという認識は持っております。

○議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

○議員（6番 国永美恵子議員） この覚書をしっかりと継続していかれるという意向だということが、よく分かりました。

それで18年のときの、多分、私の推測ですけども18年10月1日に協定を交わされたときに、多分、内部留保があったんじゃないかな、もともとあったんじゃないかなと思うんです。そういうことも考えられて、その補助が減らされたんじゃないかというふうに思います。ですから、分れば、後ほど結構ですので、これも教えていただきたいと思えます。

町長がおっしゃった、互助というのをおっしゃったんで、私は本当にありがたいなと思ったんですよ、今ね。実は、たぶせ苑のホームページを見ました。この間も、3月にも見たんですけど、昨日もちょっとこれ出してみまして、その中にごあいさつというのがあるんですね。理事長さんの名前があるので、理事長さんのごあいさつでしょうかね。その中に、相手を思いやる心とか福祉の心とか、こういうのが書いてあるんですよ。その中ほどに「私たちは偶然同じ時代を生き、同じ地域に住んでいる仲間です」と、このように書いてあるんですよ。

ところが、町長、3月議会のときをちょっと思い出してくださいますか。理事長発言について出ましたよね。それは、同じ地域に住んでいる仲間というような発言じゃなかったと思うんですよ。そういうものがあったら、今の特養が本当に安心できる施設というふうに町長はお考えですか。

そこで、いろいろあったときに副町長が出席してらっしゃるんですけど、副町長は理事会での理事長の発言について発言を控えると、このようにおっしゃったんですね。そのことについて、町長は何もおっしゃらなかった。だけど、本当に町がこれほどの覚書を交わして関わっているのであれば、私は、町長が何かおっしゃってもいいんじゃないかなと思ったんですよ。私たち議員も一生懸命、福祉関連もやっているわけですからね。

そして、議案に対して賛否いろいろあっていいと思います。で、賛否がある中で、私たち議員が表決をした際に町民からいろいろ言われる、それも仕方がないと思うんです。賛否はあるんですから。町長も町民からいろいろ言われる、賛成の人もあれば、これは反対と言われる方もある、それも言われていいと思うんですよ。ただ、こういう町がしっかりと関与している老人福祉施設での、私と林山議員を名指しして、たぶせ苑の敵と言われたと。こういう発言はね、町長、私は、社会福祉法人、こういう中であるべきではないと思いますけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 3月議会でのお話は私も伺っておりますが、その後、議員さんのほうからも申し入れ書をいただいております。何とか立派なお答えができる、申し入れ書の内容にお答えできればなという気持ちで、ある程度、私なりにしっかりその対応を考えてまいりましたが、理事会での発言とかというのは、私は実際に聞いてもおりませんし、後から聞いたことでもありますし、その内容についてはお答えできませんという、これは理事会に参加された方、あるいは議長さんの発言もあったように、皆書いてありました、あの内容に。

ただ、個人名を掲げて、こういう会での話はちょっと避けたいという気持ちがありますし、理事会というのは、そこの理事会の中でしっかり御審議をいただく。先程議員が言われましたように、賛否いろんな意見があってよろしい。ただ、個人的な攻撃、あるいはそういったものがあつたかないか、その辺については、私はしっかり認識してない部分があるし、実際にそこを聞いてだけで、人の耳から聞いたことを、ああそうですかと、じゃあおかしいですね、というような表現で外に話すことは避けるつもりであります。

以前にも、そういった噂めいたこと、あるいはそういう話があつたと、どうなんだという話は数多く私のところへまいります。だけど、それはあくまでも自分が直接自分の耳として聞いたものなら、ちゃんとお答えできるが、周りからいろんな話が入ってきたものを、あれが言うた、これが言うた、ああだった、こうだった。あるいは先ほどのニュース、新聞紙上のニュースでも、ああいうマスコミが公に出すことであれば間違いないんだろうなという認識を持って読むんですが、やはりそれは正しいという判断は、自己の判断としてやるべきであつて、それを人に、いや、こうが正しいからこうですよというふうに押しつけもできません。

ですから、今、国永議員が言われることは、国永議員としての判断として私へそういう質問をされたんでありますが、私自身はあくまでも自分がしっかり聞いて、自分の耳に確認したものに対しては、ちゃんとお答えできるが、いろんな形から入ってきたものを総括して、あれはいい、悪いという判断はできません。以前にもそういう話をしたことはありますが、やはり、それぞれ人間の感情的なもの

を含めて、人というのはいろんな言葉で言い合った場合には、それが出てくる。それを他人が、あるいは関係ない人が、あれはいい、悪いという判断はなかなか難しいなというふうに思っておりますので、今の質問に対して私の気持ちはそういう気持ちであるということ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

○議員（6番 国永美恵子議員） 町長がね、直接おっしゃらなくても良かったんですよ。私はあのときに、副町長が発言を控えるとおっしゃったから、町長の立場でそのときどうだったのか、副町長が発言してもいいんじゃないかと町長がおっしゃってくだされば良かったんです。だから、それについて、そのとき、そりゃあ確かに初めて耳にされたことかもしれません。だから、それを、町長に言うてください、ああしてくださいと求めるつもりはないんですよ。だれでも突然聞かれたりしたとき分からないし、答弁できないことも、お答えできないことも、それは町長だけじゃなくて、私も同じでございます。

ただ、副町長がその発言を控えるとおっしゃったことに対して、町はこれだけ財政支援をしてきている、いろいろ覚書でもちゃんと決まってるんだから、副町長に、発言を控えていいんですよ、副町長。どうぞ、あなたのそこで耳にされたことを、目にされたことを、副町長、言っているんですよと町長が一言おっしゃってくださったら良かったと、そのことを申し上げたいんです。ですから、町長そこに出席されていないんですからね、そのことをとやかく言うてくださいとか、町長は黙っちゃったとか、そんなことじゃないんです。副町長に、町長が一言、どうぞというふうにおっしゃったら私は良かったと、それがこの覚書だろうと思うんです。違いますかね、町長。この覚書があるからこそ、町がどれだけ関与してきているかということが大事になってくる。

その中で、人事協議ですね、一番最初に出ましたけどもね。たぶせ苑の役員選任については甲と事前に協議する。まず、この役員選任の事前協議というのがいつ行われたのか。確か、理事の任期は2年ぐらいじゃなかったかなと思いますけれども、最近いつ行われたのか。

で、役員というのは理事だけですかね。他にも監事とか何かいらっしゃる。施設長は役員ではないんでしょうね。どういう方が役員なのか、その協議をいつされて、どういうことになっているかということがお尋ねしたいんです。

いろいろある中で、11年の6月1日の全協で寺田さんが報告をされたと言いましたよね。で、そういう覚書が必要ということでおやりになった、町長もそれは答弁でおっしゃった、今ね。そのときのメモを見てもみますと、施福会は博愛の精神に基づき社会福祉法人として設立している、根幹では。こういうことを、私ちょっとメモしてるんですね。ですから、そういう博愛の精神——博愛の精神って、すべての人を平等に愛するということでしょう、町長。そういう施設の中でね、私は敵発言というのはあってはいけないことだと思うんですよ。ここから外れてくると思うんですよ。覚書から外れてきませんか。だから、その言葉をとってどうこう言うんじゃないんですよ。ただ、これはその精神から、敵発言は外れてくるんじゃないかと。もし、そういうもろもろ外れてくるのであれば、やはり、ここには町長が関わってしっかりと見ていかなきゃいけない。パートナーなら、しっかりこの部分も見ていかなきゃいけないと思います。お尋ねします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私の関わりについては、先程お答え申し上げましたが。今の理事会での内容等について、私はとやかく申し上げませんが、あくまでも、あそこのたぶせ苑、施福会自体が立派な運営ができていきよると。そこで役員の皆さんがどういう話をされてやっていかれるのか、しっかりやっておられるんだろうと思います。その話の中身において、やはり聞いたものが、ああいう考えじゃった、ああいう喋り方じゃいけんとかちゅうのは、私はこれに対しての発言はしませんということ先程申し上げたわけです。ですから、そういうふうに理解をいただければいいわけで。

ただ、博愛の精神とか、いろんな気持ちをみんな持ってます。ただ、人間は、先程言いましたよう

に感情的なものもあるし、みんな全てが、そういうふう生きていければいいんですが、何かの拍子に感情的な表現をしたとかちゅうのは、皆、誰しもあるんじゃないという認識をしておりますから、自分の判断は自分で責任を持っていくことというのが私の精神でありますから、自分が発言したことに対して責任とれるようにしなきゃいけない、それは大事だろうと思います。ただ、受け取り側がそれをどうこう言って批判して済むもんだけの問題じゃないなという気がします。

たぶせ苑自体は現状、私は年に1度2度、あちらでのいろんな催しがあるときには寄らせてもらっております。特に盆踊りがあったり、あるいは敬老会があったりしたら、非常にあそこに入っている皆さんが、本当にこういう素晴らしい施設でやらしていただいて助かりますよという方の話も聞いたこともありますし、盆踊り、あるいはああいうお祭りのときも、あそこに入っている方が皆にこにこして、それに輪になってやられてる、そういう運営の仕方は素晴らしいという認識を持っております。そういう問題等が今後起こって、もし、そういう状況でないということになれば、町が関わって、やはりそこに。ただ、すんなり、その覚書書のとおり物事を進めるんかと言われてますが、それは、それに基づいてやっていくのが筋でありますから、やっていかなきゃいけないと思います。

副町長の発言については、私がどうこう言うわけにはいきません。私のほうに相談があったわけでもありませんし、皆さんの質問に対して副町長がお答えしたということは、多分、副町長も私と同じような考えで、人の発言を真に受けて、そのまま、あれはええとか悪いとか、あるいははっきりと認識できない状況で発言はされなかったのじゃないかなという、私は思いがします。

言葉というものは、通り過ぎてしまったら、いろんな形として、本当のその言葉が伝わっているという認識を持っておりません。ただ、言われた瞬間にすぐぱっと答えて、そのときに喧嘩という。なら、日にちがたって、時間がたってしもうたら、しもうたのという発言をしたことに対する自己の反省があるんじゃないんですか。私は、そう思います。自分が言うた、しもうた、その場で文句を言われれば、その場で喧嘩になるが、何も言わんとさっと引き下がられたら、ああしまったなあ、あそこでああいうことを言わなきゃえかったなというのは、皆どなたも経験されているんじゃないかなという認識をします。これが人としての性かも分りませんし、自分もそういうふう認識をしながら、ああしもうた、言わんにゃえかったなというのを何度も後悔したことがありますんで、そういった意味において、やはり、言うたからには責任とれる人間でありたいというのが私の気持ちであります。

ただ、たぶせ苑との関わりについては、先程申し上げたとおりであります。引き続いて、しっかりと立派な運営をしてもらうために町は関わっていく、パートナーとして対応していきたいという気持ちを持っています。

以上です。

- 議長（谷村 善彦議員） 国永議員。
- 議員（6番 国永美恵子議員） 一番肝心な役員、人事協議の話を御答弁がございません。一番大事なことです。
- 町長（長信 正治君） ちょっと、私が答えましょう。
- 議長（谷村 善彦議員） 町長。
- 町長（長信 正治君） 私が相談を受けて人事のことで聞いたのは、県のほうから御指摘があったそうで、町長はやはり関わらないほうが、そういったパートナーとしての立場で理事に関わらんほうがいいよという話で、町長じゃないということで引き下がった経緯があります。
その後についての人事については聞いておりません。そこまでの人事は私は、ずっと2年に1回の役員名簿というようなやつは回ってきてたんですが、21年まではその辺で、それ以降については。今回の役員人事が2年置きなら、23年ですか、今年になるかな。（発言するものあり）そうですね、そうなるかと思えます。それはちょっと相談を受けておりませんが。
- 議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

○議員（6番 国永美恵子議員） そうするとあれですかね、ここにあるだけで人事の協議というのはなさらない、しなくていいということですかね。例えば、引き続きこういう人事でいきますよということであっても、事前に協議というのがなきゃいけないんじゃないかなと思ったんですが、全くないんだったら、この覚書が機能してないということにもなるかなと思います。そこを、もう一度お尋ねします。

それと、さっき町長が、自己反省があったかないかというようなことをちょっとおっしゃったんですけどね。それは、個々にまた、いろいろあるわけですから、自己反省されたか、しないのか、したのだというのは、それは私は分かりませんし、そういうことも一切耳に入ってない。

でも、そういうことはいいんですよ、町長。その方のことだから、自己反省とか何とか、そんなことはいいんですよ。そういうところで町長と、町との関わりですね、町長というよりは町といったほうがいいですかね。町との関わりがどうなるかということが、私お尋ねしたいわけですよ。個人的な、発言なんかは、余り。ただ、将来ですよ、明日か明後日か、私がもし特養にお世話にならなきゃいけない、たぶせ苑にお世話になりたいな。と思ったときに排除されるかもしれませんけどね。それはまあ、それは町長、いいですよ。ですから、そこを聞きたいんじゃないんです。

で、さっきの人事の協議のことをお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 21年のあれまで、私がやはり理事という立場で、町長の立場で理事という形で入っておりました。そのときには、あとの役については相談を受けて、町長さんはそういうことでということで私自身は退席した後、新たに副町長の富田がああやって入ってるという状況であります。そういう話し合いはありました。それ以外の、その後については私は相談を受けておりません。それは、今度は逆に理事会で人選される項目の中で、報告はあると思いますが、まだ受けておりませんので御理解をいただきたいと思います。

それと、基本はとにかく、たぶせ苑は今ちょっと国永さんが言ったように、私が入ろうと思ったら除外されるというような表現されたんで、どきっとするんで。そんなことがあるんだったら、もうたぶせ苑は問題です。そういうことは決してないようにならなきゃいけないし、あっちゃ困る。役員がそんな、あるいは何があったって、そういうことがあっちゃなりません。それは町との、これは個人じゃないですよ。私じゃあなしに、田布施町として責任持ってやるべきこと。今言われたように、町長という立場じゃなしに、田布施の町として、あそこの施福会をしっかりとやるということでもあります。だれが町長になろうと、だれが担当所管になろうと、そういうことをしっかりとやっぴかなきゃいけないというふうに思っておりますんで、それは御理解いただけるかと思います。

○議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

○議員（6番 国永美恵子議員） そうすると、2年に1度あるかないかで、事前協議というものは実際にはないということですね、書かれているけど。今の町長の御答弁だと、そういうふうに受けとめられますけど。実際に協議はない。これ、要らないんですかね、覚書。

○議長（谷村 善彦議員） 富田副町長。

○副町長（富田 辰也君） 役員の事前協議ということでございますが、先程町長が申しあげましたように、21年までは町長も一応理事に入っておりますので、役員の交代につきましては、町長は当然、その理事会の中で関与をする立場にあったというふうに理解しております。

その理事は1名交代されております。それは充て職といいますか、その関係で。充て職の交代でありますから、報告はしております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

○議員（6番 国永美恵子議員） そうすると、この覚書の人事協議第2条は、これは正確ではないということですか。見直さなきゃいけないという、報告ですか、単純に。協議ってなってるからね。た

ぶせ苑の役員についてはかくかくしかじかと協議されると、それも事前協議ですよ。ものすごい言葉ですよ。町がすごく関わっている。事前に役員の協議をするということだから。これは、余り当てはまらないというか、ここは生きてないということでしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私が理事でいる時代には評議員さん等の議事等もありまして、それについては協議をさせてもらっております。あそこにおられる方の代表という形で評議員さんになられたり、地域の皆さんが評議員さんになられたり、あるいは老人クラブの方、あるいは将来において、あそこをやはり必要だよというような方を選びながら評議員さんはどういう方を選ぶのかということで、それは役員会で協議した経緯がありますから、そういうことを含めて協議はさせてもらっております。

ただ、やめた後についての、その評議委員会がどうあったかというのは分かりません。すべて評議委員会を含めて、理事、評議委員含めて役員という立場であそこの運営をされているわけですから、その辺はないわけではありません。

今後は、この覚書に基づいてしっかりとした役員等の協議があるのであれば、やっていかなきゃいけないというふうに思います。

○議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

○議員（6番 国永美恵子議員） やはり、覚書はきちんと守っていかなきゃいけない。双方、守っていかなきゃいけないことだろうと思っております。これだけ町が関与しているんですから。町が関与しているということが、町が大変深く関わっているということが、よく今日、分ったと思うんです。で、しっかりと町長やっていただきたいなと思っております。

それで、私は理事長発言についてどうこう、その理事長のことについてどうこう言うつもりはないんですよ。ただ、申し上げたいのは、その発言のもとに町長の対応のまずさがあったんじゃないか、町長が元の原因をつくられたんじゃないかと、このように思っております。

それは平成23年5月14日、委員会の協議会で、町長が施福会に田布施町高齢者介護予防センターを社会福祉法人施福会に無償譲渡と、こういう案件を出されました。そもそも、そこから、始まっているんじゃないかと思うんです。

まず、私、無償譲渡に反対をしました。あの名前が挙がった林山議員も反対された。ここから、そもそもが始まっているんじゃないかと思うんです。そうすると、そういう理事長の発言が出てきたのは本来こここのところから始まって、町長の責任じゃないかと思うんです。議会には、多分このことは施福会と町との間ではもう話が済んでいた。そして、国とか県とかそういうところにも御相談をされて全部道筋が決まっていた。4月1日に無償譲渡する予定。こういうところまであった。にもかかわらず、私ども議員はその流れまで決まったときしか知らせてもらえなかった。

例えば、今こういうふうに、介護予防センターがなっているんで、いずれ施福会に無償譲渡したいと思うけど、相手との相談もあるが、議会の皆さん、どうですかというところが、前段ではないかと思うんです。

それとか、例えばですよ、施福会のほうからこれを無償譲渡してほしいということがあったのであれば、それをそれで町長が「こういう申し出があるので、ここについても考えたい。議員の皆さん、どうですか」と、こうおっしゃるのが筋じゃないですかね、議会に対して。

ところが、もう何もかも決まっていた。それは施福会との話も決まっていたのでしょ。何にもないのに、無償譲渡なんて突然出てくるわけじゃないじゃないですか。これは議会軽視なのかなと私は思うんですけどね。何でもかんでも全部決まった後で、最後の議決だけしてもらえればいいよというお考えなら、もうこれはしょうがないと思うんですけど。根本は私、ここにあつて、町長の責任は大きいと思うんです。いかがですか、町長。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 今の件につきましては、決して議会を軽視しとるわけでもありません。そう

いう状況であれば、私、議会に相談せんで、何でもかんでも執行権でやっていけるんかという状況になりますが、そんなものではありません。やはり二元制として、議員の皆さんもおられる、我々も私もこうしてやらしていただいているからには、しっかりと協議することは協議してまいります。

あのとき、提案した中には、いろんな指定管理行程を含めてやってきた中においての一角だというふうに認識しております。ですから、それは説明が不十分だったということは過去に随分言われた経緯もありますし、いろんな問題において、もう少し早く議会に提示しろとか書類を提出しろとか、あるいは、しっかり説明せよという用件は再三いただいておりますし、その件につきましては手落ちであればちゃんと報告もしますし、御相談も申し上げるとというふうに思っております。

私自身も議員を長年やらせてもらった経緯がありますから、議会と執行部の関係というのはどうあるべきかというのは、自分なりにしっかりと認識してやってるつもりですが、ただ、往々にして、そういうことが少し手落ちの部分が出たということであればお詫びを申し上げますが、できるだけそういうことのないように、議員さんの理解をいただきながら町全体が良くなるためにやるんであって、議員さんと喧嘩するために町長をやっているわけではありませんし、議員の皆さんも町長をいじめるためにやる、あるいは執行部をどうこう困らすためにやるんじゃない、執行部のやり方が悪いからこうだという御指摘をいただくわけでありますから、その辺を踏まえてしっかりと協議をさせていただいている。これが議会制民主主義だというふうに認識しておりますので、今後もそういった問題があればどしどしと発言をいただきまして御注意をいただければいいと思います。

今日、御指摘いただいたことは私の責任というふうに言われましたが、それは一端はあるかもしれませんが。すべてが私の責任であろうか、あるいはそうでないかちゅうのは、これは分ることでありますし。そういうお答えにさせてください。

○議長（谷村 善彦議員） 国永議員。

○議員（6番 国永美恵子議員） 町長、議会にお話しになった。だけど、その前段で施福会とはお話ができてたんじゃないかと、私は、そこのところはどうも納得いかない。議会に話す、施福会に話すと同時に進めなのか。もう相手の了承を得て、それでは議会にということなのか、ということなんです。そこが私が申し上げたいところで、議会軽視じゃないかと申し上げたのはそういうことなんです。もう少しこれをお尋ねしたいところもあるんですが、またの機会にいたします。

それで、次の質問に移ります。時間も余りないので。

3番目にさせていただきます。通学の安全対策について、町長と教育長にお尋ねをいたします。

文部科学省が小学生通学路の実態を調査するよう全国に指示したとされておりまして、山口県では独自に、中学、高校も含めた公立学校の通学路を点検し、対応を検討することにしました。県、県教委、県警と合同で点検を行うということです。点検後の早期対策、実行が望まれます。本町でも、既に危険箇所など認識はあると思いますが、現況をお尋ねいたします。改修計画もあれば、そのこともあわせてお尋ねをいたします。

通学路整備も必要ですが、一方では児童生徒が自ら交通ルールを守ることでも必要です。特に自転車通学への指導は行われておりますか。県が対応を検討をするといういい機会ですから、田布施駅前から農工高校までの道路整備について、特に強力に県に要望すべきではないかと思っております。

お二人の御答弁を求めます。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。それでは、私のほうから今の3番目の前半の部分についてお答えをさせていただきます。

国永議員さんの御指摘のとおり、京都府亀岡市や千葉県等で集団登下校中の児童生徒が犠牲になる交通事故が全国各地で相次いだことを受けまして、文部科学省の指導のもと、山口県教委では6月5日、県内の全公立学校の通学路で緊急合同点検を実施することを発表され、同日、本町にもその旨の通知がございました。

その内容は、本年8月末までに通学路を再点検し、交通安全、防犯、防災の観点から危険箇所を抽出して、学校や道路管理者、警察等の関係機関と合同会議を開き、その後、合同点検を実施し、対策が必要な箇所を抽出するというものです。

田布施町の現状は、小中学校PTA補導部を中心として、教職員、児童生徒と共同して危険箇所を調べておりまして、現在103カ所の危険箇所を把握し、「PTA危険箇所マップ」として取りまとめ、学校、保護者ともに注意するとともに、安全対策につかまして改善を進めております。

今回の緊急合同点検につきましては、現在、小中学校において危険箇所の再点検を実施してもらっている状況でございます。そして、8月までには、取りまとめを行いまして、その対策必要箇所については対策案を作成して、その後、道路管理者及び警察署等に対して要望を行うこととなっております。これを受け、道路管理者等は計画的に対策を実施されるものというふうに思っております。

次に、交通ルールについての御質問ですが、小学校では地域・家庭との連携を図り、道路上の歩行と横断の仕方、遊びの危険性、自転車の安全な乗り方について繰り返し指導し、安全な行動を身につけさせるようにするとともに、登下校指導や無事故等の安全に対する掲示、啓発、さらに交通安全の移動教室や自転車教室等を実施するなど、交通安全に対する意識を高めるとともに、危険予測学習等を含めた実践力を育てるよう指導しております。

付け加えさせていただきますが、スクールガードや防犯パトロール隊の皆様方の御協力を得て、安全に登下校する児童が守られていることに大変感謝している次第です。

自転車通学の多い田布施中学校においては、毎月、交通安全に関する重点目標を定めて、交通法規、交通機関、さらには道路施設等について理解させ、特に交通環境の中に潜在する危険について、積極的に交通事故を防止する態度を養うようにしております。通学指導は定期の指導を月3回、臨時等も行いまして、特に生徒会の生活安全委員会によります自転車の車体検査も月2回実施している状況です。

このように小中学校ともに交通事故につきましては、児童生徒にとって一番大切な命にも関わるものがございますので、町教委としましても積極的に指導に関わっている現状でございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私のほうからは、町道であります田布施駅から田布施農工までの通学路整備についてのお尋ねでありますので、その点についてお答え申し上げます。

御承知のように、豆尾踏み切りの拡幅も含めた道路改良工事について、JRと協議を重ねております。この協議には、山口県学校安全体育課も同席し、学校の安全対策の面からもJRに対して強力で要望しております。今後も引き続き、県と連携して整備計画を進めてまいりたいと考えております。

御承知のようにJRは非常になかなか対応が難しく、一生懸命やっておりますが今後も引き続き強力に対応をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 国永美恵子議員。

○議員（6番 国永美恵子議員） 教育長のほうが管理者ということをおっしゃってますね。8月末までに調査が終えて、その後管理者がということになる。で、管理者は国道とか県道とかはいいんですよ、そりゃ県、国、町道ですよ、問題は、それをどうするかということだろうと思います。それで、実際に通学路が歩道がなかったり、車道歩道の全く区別がないような道もあるわけですね。そういう通学路もあるんで、単純に一緒くたにできないと思うんです。それぞれの地域に合った対応というのが必要だろうと思うんですけども。

そうすると、その管理者に振られたときにどうするんですか。教育長、町長に言ってすぐ直してくださいとかいうことになるんですか。

○議長（谷村 善彦議員） 簡潔に。

○教育長（尾崎 龍彦君） はい、わかりました。

特に町の道路につきましては、6月末、下旬までに学校から上げてもらうようにしておりまして、その後1週間ぐらいかけて、建設課等と一緒に全部教育委員会と実地調査してまいります。これまでも城南のあそこの宿井からおりてくる川沿い等は、我々が〇〇〇さんのほうでお願いしたら、すぐその辺で落下等のつい立しまして、そのようにタイムリーにやっておりますので、十分危険箇所については恐らく町も早急にやっていただけるものと思っておりますし、大幅な大きな問題については、特に町道についてはかなり進んでおりますが、問題は、国道、県道が今課題になっております。その辺がこれからの課題だろうというふうに思ひまして、進めていきたいと思っております。

○議員（6番 国永美恵子議員） 国道県道は言えはいんですから、それはそれで関わっていかなきゃいけないんですけど、ただ、問題は町道なんです。言いましたように、歩道もない車道もない、そりゃ車の通りは少ないかもしれない、ただ、さっき言いましたように交通量の問題じゃない、危険というのはいつどこにあるか分からない。だから、町道のところをどうするか、すぐ対応されるような話でしたけれども、実際にその歩道のないところに歩道をつける、拡幅をするというようなのは大変難しいと思うんですよ。すぐはできないだろうと。その辺りを何とかしていただきたいというのが、私の思いなんです。

終わります。

○議長（谷村 善彦議員） 以上で、国永美恵子議員の一般質問を終わります。

○議長（谷村 善彦議員） ここで、暫時休憩をいたします。10時25分再開いたします。

午前10時12分休憩

午前10時25分再開

○議長（谷村 善彦議員） 休憩を取り消しまして、会議を再開します。一般質問を続けます。次に河内賀寿議員。

○議員（10番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問をいたします。質問方法は一問一答でお願いします。質問事項1は、日の丸掲揚、君が代斉唱の徹底度はどのくらいかということで、答弁者は教育長、町長の順でお願いします。

今年3月11日、町役場や公民館の日の丸が半旗になっていました。1年前の東日本大震災のニュースを思い出しつつ、目前ではためく日の丸を見ていると、自分は日本国民なんだなあと、何か胸が熱くなりました。日の丸、君が代問題は、それぞれの人の考え方の違いで以前からありますが、最近大阪市では君が代を歌う歌わないで処分対象にもなっています。山口県は、昔から100%近いようですが、本町の公の場での日の丸掲揚、君が代斉唱の徹底度はどのくらいでしょうか。また、反した者がいた場合、実際に処分ということもあるのでしょうか。公の場と言っても学校を主に対象とした質問と思っておりますので、まず教育長からよろしくお願いします。順番は僕が指定します。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。それでは、私のほうから、本町の公の場における日の丸の掲揚や君が代の斉唱はどの程度徹底されているかとの御質問について、特に教育関連施設等の現状について私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、小中学校における国旗の掲揚や国歌斉唱につきましては、各小中学校とも、休日や雨天を除きまして、毎日屋外の国旗掲揚台に国旗を掲揚しております。また、運動会やスポーツ大会等、屋外で行う主要行事の際には国歌の斉唱とともに掲揚台への国旗の掲揚を行っております。さらに入学式や卒業式、終業式等、講堂や体育館等で行う屋内行事等におきましても、ステージ正面に国旗を掲げ、国歌を斉唱しております。

各公民館等、社会教育施設につきましても、休日や雨天時を除いて、毎日屋外の国旗掲揚台に国旗を掲揚しております。また、そこで行われる、いきがい教室等の開講式・閉講式等、室内で行う諸行

事やスポーツ施設で行う主要行事につきましても、会場に国旗を掲げるとともに国歌の斉唱を行っております。

このように、本町の各小中学校や公民館、体育施設等におきましては、主要行事の際にはこうした習慣が伝統的に長く受け継がれてきておりまして、これからも受け継がれていくものというふうに思っております。

いつの時代にあっても大切なことは、他国の歴史や文化を尊重しながら、ふるさとや我が国の伝統・文化に自信と誇りを持つことが大切であり、国旗の掲揚や国歌の斉唱は、国を愛する気持ちの自然の表れなのではないかというふうに思っております。

以上で終わります。

○町長（長信 正治君） それでは役場のほうの立場としてお答え申し上げます。

御質問にありました未曾有の大震災を引き起こしました東北大震災からちょうど1年の時、3月11日に1万8千人の犠牲者に弔慰を表するため、町民の皆様にも黙祷をお願いするとともに、各公共施設に半旗を掲揚いたしました。

まず、日の丸の掲揚であります。役場関係でお答えしますと、町役場等においては、原則毎日、日の丸を掲揚しております。君が代等の斉唱につきましても、出初式等、式典では必要に応じて斉唱を行っておるという状況であります。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） はい。

○議員（10番 河内 賀寿議員） 私、大学生の頃から25年くらい前ですけど、テレビのニュースで高校生が日の丸を式典でひきずりおろして燃やすというのが、衝撃的な、見たことがあるんです。その当時そういうことがあって、日の丸、君が代問題が世間で話題になって、各県の公立学校等の掲揚、斉唱率が新聞に載ったのをちょっと覚えているんです。私の記憶ですと、山口県が掲揚が100%で98%斉唱とか書いてあって、びっくりしたのが、広島は君が代の斉唱率がその頃に50%ぐらいと書いてあったんです。長崎、沖縄も大体それに近いものでありました。先の大戦において、置かれた立場でそうなったことは十分わかります。実際にそのとき学生のとくに、広島出身の同級生に歌えるか聞いてみたんですけど「歌えんよ」とか言って、「だって習わなかったけえ」そういう感じで「ああ、そうなんだ」とびっくりしたことがあって、後会社に就職してからも広島出身の店長に聞いたら「歌えんよ」という話があったりして、「ああ、県によって違う」とすごくその頃びっくりしたことがありました。

山口県の場合は非常にほぼ100%という形で、今回聞いたのも、大阪なんかであったこともあったので、確認の意味もあって、やはり100%で我が町なんかもそういう感じなのかなと今聞いて再確認できたという格好です。

さっき今、前振りですという話をした広島とかの他県の出身者とかを、その子供とかが教員採用とかされた場合とか、ちょっとこっちの山口県の感覚と違う感覚で行動されるような方が、もし今後小学校なり中学校なり反する行動なんかをもし起こされた場合は、やはりそういった指導とかまたいろんなことをされるのでしょうか。教育長お願いします。

○教育長（尾崎 龍彦君） 田布施町の教員は大方は県費負担教員で、いわゆる県採用でございます。そういう中で田布施町に配置される状況ですが、県教委としても、これは主義・主張というような状況ではなくて、きちっとした学習指導要領に載っていることですし、法にも決まっていることですから、そういったものが守れない人は採用もないと思いますし、本町にもそういう教員は現実におりませんので、その処分とか何とかという、そういう問題については考えてもおりませんし、恐らくそういうことをすることはないだろうと思っています。

○議長（谷村 善彦議員） 河内議員。

○議員（10番 河内 賀寿議員） 教育界のほうはやはりそういう感じだなと。じゃ、今度は町長に

お尋ねいたします。職員採用等で今のような形の、もしかしたら他県がらみでそういった方が入ってこられるかもしれませんので、面接やアンケートなんかで、参考意見として、そういう君が代斉唱なり日の丸に関しての考えはどうかというようなことを聞かれたり何なり今後されるかどうかというか、全然されないかにそういうことをよかったらお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） これまでもそういう君が代斉唱あるいは国旗に対することについて、職員採用等で聞いたことはありません。今後そういうものをするかということではありますが、町職員としては、ちゃんとその辺は理解してもらわないと困るということをやっていきたいというふうに思います。

昔は、家庭も学校も当然祭日には国旗を掲揚し、あるいはどこの学校でも先程、教育長が言ったように君が代は歌っておりました。今だんだんそういうのが薄れてきている部分は、私自身としては自分の心情的にはちょっと寂しい思いがします。私の家でしたらちゃんと国旗を上げてるかと言えば、上げたり上げなかったりと、本当に申し訳ないんだけど、うっかりしてたら忘れてることもあるんですが、これからはこの質問を機に、ちゃんと自分の家では国旗は祭日等には上げたいなという気持ちになりました。ありがとうございました。

○議長（谷村 善彦議員） 河内議員。

○議員（10番 河内 賀寿議員） 私も同じような気持ちでございます。それぞれもちろん主義・主張によって本当に嫌いな方はそれぞれが民主主義ですので、それを言われる方は御自由でございますので、それはもちろん日本は自由な国というので分りますが。公の場というのはいろいろまた田布施はそう感じているとよく分りました、この質問は。

次の質問にいかしていただきます。質問事項2は町長、教育長へ町民は自由に面会・質問できるかということで、答弁者は、町長、教育長でお願いします。3月23日二井知事は、愛宕山売却反対の住民団体との面会を断りました。夕方のニュースで放送していました。県職員によると、個々の団体や個人の個別の案件には答えないとのことでした。選挙のときに、自分に入れてくださいとお願いして回ったことも個別の案件のように思いますが、住民団体の中で、二井知事に投票した人は複雑な心境ではなかったのではないのでしょうか。報道を見た限りでは、でかい部屋に招いて距離をとった上で、会うだけ会って「できません」と短く済ませただけでもよかったのではないかと私は思いました。冒険的なさら博を経済効果なども考えると、成功に導いたチャレンジ精神のある二井知事を大変尊敬してましたので、この点はちょっと残念でした。

民主主義とは、議論を大切にするものだと思っておりますが、本町の町長、教育長に町民は自由に面会質問できるのでしょうか。町長からお願いします。

○町長（長信 正治君） それでは町長、教育長に自由に面会・質問ができるのかのお尋ねですが、御質問において、愛宕山の売却反対を主張される住民団体との面談を県知事が断られた件を事例として述べられましたが、県と町では行政組織の規模が全く違いますので、田布施町では県のような対応はしていません。歴代の町長さん、どなたも町民の方々と気楽に会われ意見を交わしてきたと思います。私も町長に就任して以来、時間の許す限り多くの方とお会いし、話をお聞きしたいと考えております。しかしながら、公務の都合や出張、会議などで不在のときも多くありますので、事前に日程調整をいただければ幸いです。常時おるときはいつも町長室はオープンに開けておりますので、どうぞ御自由にお入りいただければというふうに思います。

以上です。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは続きまして、自由に面会できるかという御質問にお答えします。これは、皆様方から御意見をお伺いすることやいろんな情報を頂戴するといったことは、私は職務の一つであると思っております。お蔭様で、日々、学校関係者や地域活動に関わりのある方々が頻繁にいらっしゃいます。そして、お会いする中で貴重な御意見や情報を頂戴して、御指導等を賜ることができて、仕事もスムーズに運ばしていただいているということで大変幸せしている次第でございます。

今後とも、多くの方とお会いして、御意見や御質問を頂戴したいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（谷村 善彦議員） 河内議員。

○議員（10番 河内 賀寿議員） 町長は会わないような人はいないだろうとは思っていましたが、予想どおりで、本当にこれからも気楽に会っていただければと思います。これは、ちょっと今回の質問に関しては、知事の対応に関してがちょっと、いまいち、こう「ん」と思ったんで、今回この質問を考えたんですが、我が町はそういうふうに一人一人いろんな住民と話し合いができるというのはいいことだと思います。町長、今後ともよろしくお願いたします。

そして、教育長のほうにいきますが、教育長も普通に教育長室ですか、事前にどうですかと言われてたら普通に会われますよね、今話されたとおりで、それでもう十分じゃないかと思います。

もう一つ事例なんですけど、よくちょっと〇〇の話ですなんですけど、教育長さんのほうにちょっと基本的に送りますけど、中学校の校長先生の中には、個別の案件には答えないという姿勢を示される方もいらっしゃるという感じで思いますので、面会の約束はしても直接会わず教頭先生が対応されて、そういうふうなやり方をするというようなこともあると思いますが、御自身も中学の校長先生だったときとかでは、直接会わないというようにもされたようなことがあったのでしょうか、それとも全然、教育長の流れからと一緒に普通に会われたのでしょうか。お願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 私は、今まで居留守を使ったり、それから会わなきゃいけないのに会わなかったことはありません。お会いしたいというのがあれば、どんな方でもお会いしています。そういうことで拒否したり、会わないということはありません。誰でもお会いして、それがまあ仕事です。それが自分たちの、またそれから自分の仕事の糧にもなります。一切ありません。田布施町の今の小中学校の校長についても、特別の理由があったり、あるいは出張等があれば分りませんが、今現状で、そういうふうな保護者やら町民の方と、意図的に会わないような、そういう校長はいないと思います。もしそういう何かお気づきがあれば、お知らせいただきたいと思います。

○議長（谷村 善彦議員） 河内議員。

○議員（10番 河内 賀寿議員） ないとは思いますが、人によってちょっと堅い方がいらっしゃいますけれど、そういう場合は、普通上司にあたる教育長に会わずに手立てをしてくださと言って、まあ出頭命令じゃないですけども、そういうことも、まあないとは思いますが、あられた場合は、やっぱり出頭命令されますか。笑って言っちゃあいけんですけど、まあないとは私は思っています。

そういうことがあった場合は、もしあの教育長経由で、来てください、会わせますというようなことが、頼み方が父兄の深刻度によるかもしれませんけれども、そういう場合だったら、仲介されますか。もちろん、もし校長先生がちょっとかたい方だった場合、今は別になんとは思いますが、どうぞお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎君。

○教育長（尾崎 龍彦君） それは、その方によくお伺いして、やりますが、基本的にそれは指導したいと思えますね。会わないということが、あっちゃいけんと思えます。だから、もしそういうようなことが、教育委員会のほうに、御相談があれば、そういう対応をして、それはやりたいと思えます。

○議員（10番 河内 賀寿議員） ありがとうございます。

○議長（谷村 善彦議員） 河内議員。

○議員（10番 河内 賀寿議員） 町長も教育長も、住民の方その他みんな普通に会っていただけるということで、今後とも御指導なり、意見よろしくお願いたします。

今回の質問は、知人の関係があったということで、ちょっと確認というか、じゃあ、まあ、すべてうまくいって、もとよりうまくいってという表現はあれですけど、うまく機能していると思っので、確認という形の質問だったと思っただいて、これであの時間を、私のやつは短いですが、これで

終わらせていただきます。今後とも、よく頑張ってよろしくをお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

次に、岡崎南海子議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） それでは3回目に、岡崎南海子質問させていただきます。質問は2件あります。まず、一問一答でお願いしていると思いますので、一つずつ伺いたいと思います。

1、施福会関連のこと。たぶせ苑は民設民営といいながら、町からお金が支払われている。いきさつを説明してほしい。3月議会の折、いきさつ説明しないまま採決を求められた。また、3月に申し入れ書を町長宛に出したが回答がなかった。町民から申し入れがあったときは、どんな対応をされるのか。

少し付け加えます。まず、3月議会の折、いきさつを説明しないまま採決も求められたと書いてありますが、これはもちろん本会議ではありません。事前にあります予算委員会のときに、そのようなことがあっただけです。

そして、今まさに一つ前の議員が、河内議員が、民主主義とは議論を大切にするものだとして学校では習った、という言葉が2問目のところに、末尾に書いておられます。私のこの質問も、同じ理由です。民主主義は、議論を前提にしますが、議論もまたその前提に正しい資料、正しい知識、情報が必要です。ですから、1番目の国永議員の質問で、幾らか私の疑問に関係した答弁はありましたけれども、よく分りませんので、ぜひとも、たぶせ苑は民設民営にもかかわらず、利子補給分が支払われている、町からお金が出ているという不整合さを何とか納得させていただきたいと思います。

私が、こう質問するのは、この議場で、個人的に教えてもらったらいいわけではないんですね。私がこうして質問するのは、町長が町民に対して説明をするということなんですね。町民は主権者で、議員は代弁者という立場から、ぜひここで町民に説明をしてほしいと、こういう質問を出します。

といいますのは、以前からたぶせ苑の問題というのは、前の理事長のときから、いろいろちまたに、噂が流れているんですね。私は当事者と接点がありませんので、説明を聞くことは全然できなかったんですけど、その当事者の友達とか、そういう人から間接にちょこっとお話を聞くわけですね。その話が、どちらがいい悪いではなくて、何かあんまりいいお話ではないんですね。いいお話でないから、あんまり詳しい説明をしないのかなと思ったりもするわけです。この疑問は、もちろん私が議員になる前の物語でしたので、きっと今、町民の方々も、あれは本当はどうなのかしらと思ってらっしゃる。そして現実、町から今年度も、お金が出てるわけですから、無関心ではおれないと思うんですね。

○議長（谷村 善彦議員） すいません、岡崎議員、質問に戻ってください。

○議員（11番 岡崎南海子議員） はい、そういうふうな深い理由で、ぜひとも、いきさつ説明、過去の歴史ですね、すいませんが説明をしていただけませんか。よろしくお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お答え申し上げます。まず、特別養護老人ホームたぶせ苑の設置形態についてのお尋ねであります。

特別養護老人ホームの建設については、当時、ほとんどの近隣市町で整備されており、町民からはぜひとも本町にも老人ホームを整備してほしいとの強い要望がありました。そのため町議会をはじめ、民間から選出した委員で構成する高齢者福祉施設建設協議会等により、特別養護老人ホームの建設計画及び運営のあり方等が検討されました。

その結果、特別養護老人ホームの運営は、新たに設置する民間組織の社会福祉法人が行うことになり、建設費については、公費補助を除き、多額の経費がかかることから、健全な経営等が行えるように、財政面や運営面などの支援を行うこととなりました。

建設資金については、法人が日本小型自動車振興会から3億6千万円の補助を受けるとともに、社団法人医療事業団から、山口銀行から5億8千万円を借り入れております。町は、先に申し上げた理由により、設立当初の財政面を考えまして、法人への財政支援を行うこととし、平成8年3月議会に

において、法人が借り入れされた元利償還金補助として、平成27年度までの債務負担行為の議決をいただいております。

しかし、国の三位一体改革により、町の財政が大変厳しい状況にあり、一方、施福会は開設から10年が経過し、ある程度経営の見通しが立ったこと等により、両者の話し合いにおいて、法人の財産となる元金については法人が償還し、町は財政支援として引き続き利子の償還相当額を補助することに見直しました。

以上が、町と施福会との経緯であります。

次に、町民から申し入れられたときは、どんな対応されるかとお尋ねですが、まず、各種団体、自治会などからの陳情、要望を受けたときは、担当課で受付し、関係課等とも協議し、回答しております。中には意見交換が主で、御意見、御要望をお聞きすることもあります。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） では、再質問させていただきます。2つの質問と2つの答弁がありました。

1番目の、いきさつ説明をしてくださいというのは、何か過去このようにお金を借り入れて、このように返済計画をたてて、町もこんなふうに補助してきたんですよの説明だけで、私が、切にお願いしたのは、民設民営という言葉と、町からお金が出てるということは、ただ物理的に矛盾しているのではないですかとお尋ねしたんですね。そこがちょっと説明がなかったと思いますけど、そこを説明してくださいませんか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先程の、第1質問者であります国永議員さんの中のお答えの中にもあったと思いますが、あくまでも、民設でということでスタートしております。そのとおりでありますし、ただ、答弁の中でも申し上げましたように、大きな費用がかかる、そのために町が債務負担をしますよという議会の承諾を得て、初めて町のお金が出せるわけでありまして、そういうことがなくして、町が勝手にその負担をしているわけではございません。当時の必要な施設として、どうしても町民、多くの要望を受けた上で特養をつくる。それには民設でやるんだけど、どうしても負担がかかると、それを町が財務負担として支援しますよということで、議会の承諾を得てやったという経緯を申し上げたわけでありまして。

そういう答弁でよろしゅうございますか。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 今の答弁では、次のように理解していいのでしょうか。民設でも、議会の承諾があれば債務負担行為ができる、そのように理解していいのでしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） よろしゅうございます。あくまでも法人の民設ということであります。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） じゃあ、その点は了解しました。

すみません。ちょっとその前に、最初から民設でスタートしたという前書きがあったんですが、私、あの全協とかああいうときの会合で、当初は公設でスタートしたと理解してるんですけど、それは間違いでしょうか。当初は公設で、途中から民設になったような気がするんですが、私の記憶間違いでしょうか。御説明をお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） そういう、ちょっと私もどういう記憶をされているか分かりませんが、当初から民設の計画で、この件はスタートしております。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） すみません。それは、そのときの会合の議事録とかそういうものを見れば、どちらが本当か分ると思うんですけども、じゃあ、ちょっと私の頭の情報にインプットし直さなきゃいけないので、もう一回確認させていただきます。つまり、途中から利子分補給に変わったわけですね。

で、説明書に、いただいている説明書にあります、確認事項の文章にもあります、周囲の状況が変わって、要するに町のお金がなくなったから、たぶせ苑も自立して建設元金だけは払ってください、まあ、利子は町が払いますというふうに、途中から変わったようなんですね。そうすると、それ以前に元金そのものも支払っていた次第ですね。それも民設だけれども、議会の承諾があるから元金も支払えるという論理のもとに支払っておられたんですか。お願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 御説明申し上げたとおりでありまして、元利で債務負担してたんです。途中から協議をさせていただいた上で、留保されてるたぶせ苑のほうが元利、利以外の負担金はお支払いできるという状況があるということでの覚書の条件になってるということです。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） それでは、重ねて聞いてすみませんけども、次のように確認していいでしょうか。

この間、建設から現在の至るまでの間に、理事長交代というドラマがあったわけですけども、その間にとにかく最初の出発点から民設であった。確認事項1つですね。最初の出発点から民設であった。

2番目、もちろん当初は元金利子ともに町が払っていたのですが、途中から利子補給だけになりましたけども、そういうお金の支払いについても変更がありましたが、それもやはり民設でも議会の承諾があれば債務負担行為ができる、つまり、最初から今まで歴史に大きな変動はなかった、1つのルールでずっと正しく動いてきたと理解していいでしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それで御理解いただければいいと思いますよ。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） ありがとうございます。上の段については確かに承りました。

では、その次に、町民からの申し出に対してはどのような対応をとるかっていう件について再質問させていただきます。

さっきの答弁では、担当部署がとりあえず窓口になって対応しますというお返事でした。それならば、担当部署がまさに町長自身であったときはどのような対応をとられるでしょうか。お願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私のところに直接要望・陳情等がありましたら、一旦はその場でお答え申し上げますが、最終的には、協議をしっかりとらせてもらうということで話し合いをさせていただいております。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 窓口としては、町長直接の案件なので、町長に直接持って行くと思います。それを町長は、一応受けると思います。で、後日回答しますという形で町民にお帰りいただくと思います。で、協議をその間されると思います。そして、協議が終わったあとまた町民に伝えられますか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） いろんな内容等がございますので、直接私のところに担当所管を呼んで、協議して分っていただければ、その後はその担当と話し合いになろうと思います。そういう状況において、それぞれの要望あるいは陳情、その他につきましては、一旦引き受けましてお話は申し上げます、

協議以降はそれから引き続いて行うということでもあります。

- 議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。
- 議員（11番 岡崎南海子議員） 優秀な参与の方がおられますので、十分に協議をされることは大切でいいことと思いますが、町民は協議の後、お返事をどのような形でらうんでしょうか。それを聞きたいです。
- 議長（谷村 善彦議員） 長信町長。
- 町長（長信 正治君） それぞれ必要に応じて担当所管の方からお答えを申し上げます。早ければ早いほうがいいんですが、内容等にしては少し時間がかかる経緯もあります。
- 議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。
- 議員（11番 岡崎南海子議員） 担当所管から回答があるんですね。場合によっては町長本人が回答されることもありますか。
- 議長（谷村 善彦議員） 長信町長。
- 町長（長信 正治君） 中身によりましては、私のほうから回答することもございます。
- 議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。
- 議員（11番 岡崎南海子議員） 私も町民議員ですが、一町民ですので、町長自らのお返事を期待しています。

では、2番目、職員組合について移らせていただきます。

大阪で職員組合のことが問題になっていて、労使双方に動きがある。例えば、市長が組合に介入、改善を求めている。条例制定予定もある。

そして、アンケート調査を人権侵害として、組合が労働委員会に申し立てている。このような動きをどう思うか。また、田布施町ではどんな状況かちょっとあの字数が足りなくて言葉をはしょったとこだけ入れさせていただきます。

条例制定予定があるというのは、この7月、大阪では6月議会でなく7月議会のように。7月議会で決める予定のようです。

そして、調査ということがありますが、よく御存じと思いますが、第三者調査チームというところが膨大な資料をインターネット上に載せていますので、それを見ていただければ分ると思います。そして、組合が労働委員会に申し立てをしているということは、大阪の労働委員会に不当労働行為の救済として、申し立てしているようです。

職員基本条例が5月28日に出され、3月議会で決められたようです。

いろいろありますが、大阪でのこのような動きをどう思われますか。そして、田布施町ではどんな状況でしょうか。お願いします。

- 議長（谷村 善彦議員） 長信町長。
- 町長（長信 正治君） それでは、2点目、職員組合との状況についてのお尋ねです。

御質問において、大阪市の事例を述べられましたが、報道にもありますように、大阪市の場合、職員組合だけの問題ではなく、市幹部をはじめ、市職員全体を通じて組織の問題であると考えております。

報道では、政治活動の問題、入れ墨の問題が大きく取り上げられておりますが、職員の不幸事も相次いであり、職員の免職や停職などの懲戒処分は、最近の5年間で年間平均160件にのぼっており、特に、昨年度は覚せい剤事件等で18人が逮捕される事態となっているそうです。このため、本年6月1日に健全な人事制度を構築、徹底し、市民のために全力を尽くすことができる組織を実現することを目的として、「大阪市職員基本条例」が制定されるとともに、職員倫理規定、職員の退職管理に関する条例が制定され、さらに、市職員の政治活動を規制する罰則付きの条例制定を目指す考えを明らかにされております。

このような、大阪市の動きの背景には、先に述べましたように、懲戒処分などが毎年大量に発生す

るなど、大阪市の特殊な事情があると考えております。

次に、田布施町の状況はどうかとの御質問ですが、大阪市のような職員の不祥事はなく、懲戒処分の件数も交通事故などの限定的ものとなっており、田布施町職員労働組合とは、地方公務員法に規定する職員団体として適法に対応するなかで、町政発展、行政サービスの向上に向けて信頼関係をもつてともに取り組んでおります。

以上であります。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） ありがとうございます。

それで、田布施町にも職員基本条例というようなものがありますか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 本町にはございません。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 全国的に余りないかもしれませんが、田布施町にはそういう基本条例をつくる意思はありますか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 現在の段階ではございません。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 2番目、職員組合のことよく分りました。ありがとうございます。

それで、ちょっと議長にすみません。私1問目で補足で質問したいことをすっかり忘れてたんです。ここに書いてないので忘れてたんですけど、1問目のことで聞けますでしょうか。だめですか。だめなら諦めますけど。

○議長（谷村 善彦議員） 時間がありますから許します。

○議員（11番 岡崎南海子議員） いいですか。済みません。ちょっとあがってしまって聞くのを忘れてたんですけど、実は、たぶせ苑の役員の方の報酬というか、退職金というか、それは過去どのような金額が払われてきてたんでしょうか。これもちまたにいろいろ噂が飛び交うので、本当のことを知りたいと思うんですけど、もし質問になじむのなら答えてほしいんですけど。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 役員さんという立場では私は分りませんが、理事会等においては日当的なものが支払われているというように思います。私のときにも確かそうだったんで、〇〇〇〇。議員さんと同じように出席したときには、その日というのは出るようになります。役員さんのことについては、ちょっと私分りません。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 例えば、苑長さんだけ、退職したときの退職金とか、それがすごく高額で話題になってたんですけど、それは分らないですね。

○議長（谷村 善彦議員） 民間の場合はね。

○議員（11番 岡崎南海子議員） ちょっとすみません。例外的質問と思うんですけど、実は、ちょっと理由があるんです。前、役場の三役をやった人が、云々という話がついて、尾ひれがついたからちょっと聞きたくなつたんです。ただの民間の方が民間で辞めたんなら聞く筋ではないんですけど、もとは田布施の三役をやった人っていうことが出てきたから、こりゃちょっと聞いちゃいけないかなと思っただけです。だから、質問になじむのなら答えてください、なじまなければいいです。

○議長（谷村 善彦議員） それはですね、町に御質問するのではなくて、直接理事長に聞かれたらどうですか。

○議員（11番 岡崎南海子議員） あっ、そうですか。はい、分りました。どうもすみません。

○議長（谷村 善彦議員） それがよろしいと思います。

○議員（11番 岡崎南海子議員） はい、じゃ、そうさせていただきます。元田布施町職員だった人ってということになってるので、ちょっと聞いてみたかったです。どうもすみません。

私の質問は以上です。

あの、このマナーマニュアル ハートフル、これを見せていただきまして、これからもどうぞこの田布施の職員皆様、頑張っていたきたいなと美しい本の編集を見て思いました。

どうぞ、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

○議長（谷村 善彦議員） 以上で、岡崎南海子議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

日程第6. 議案第20号

日程第7. 議案第21号

日程第8. 議案第22号

日程第9. 議案第23号

日程第10. 議案第24号

日程第11. 議案第25号

○議長（谷村 善彦議員） 日程第6、議案第20号専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）から、日程第11、議案第25号田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例まで、6件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、提出議案の概要について、御説明を申し上げます。

まず、議案第20号から議案第22号までの3件は、平成24年3月30日に地方税法等の一部改正する法律が成立し、同年4月1日付で施行されたことに伴い、地方自治法第179条の規定により専決処分いたしました田布施町税条例、田布施町都市計画税条例、田布施町国民健康保険税条例の一部改正について、承認をお願いするものであります。

まず、議案第20号は、田布施町税条例の一部を改正する条例であります。

固定資産税関係であります。平成24年度の評価替えに伴い、原則として、従来の土地に係る負担調整措置等は継続されますが、住宅用地に係る据置特例について、全国的に、評価額と課税標準額との格差や、地域間のばらつきが解消されてきており、不均衡是正という初期の目的をおおむね達していることなどから、平成24年度及び平成25年度に段階的な経過措置を講じた上で、これを廃止することに伴う改正であります。

町民税関係では、東日本大震災に係る被災地住居用財産の敷地に係る譲渡期限の特例を、現行の3年から7年に延長するもの、及び、同じく東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用期間等の特例の改正及びこれに伴う条文整理であります。

議案第21号の都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴う固定資産税関係の改正と条文整理であります。

議案第22号の田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についても、地方税法の一部改正に伴うものであり、東日本大震災により滅失した住居用財産の敷地に供されていた土地の譲渡期限が3年から7年に延長されたことに伴い、長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税特例を適用するものであります。

議案第23号は、平成24年度田布施町一般会計補正予算（第1号）であります。

まず歳入であります。県補助金において、難聴児補聴器購入費等助成事業、豊かな体験活動推進事業について、事業の追加等により増額補正をしております。諸収入につきましては、田布施町土地開発公社清算金を増額補正するとともに、介護福祉施設整備補助金返還金、施設開設準備経費助成返

還金、損害共済金を追加計上しております。

次に歳出ですが、民生費は、補助事業により新設した事業所の廃止に伴う、地域介護・福祉空間整備等交付金返還金及び施設開設準備経費特別対策補助金返還金を、また、障害者自立支援法の補装具費支給制度の補完的措置として軽度・中等度難聴児のために、新たに補聴器を購入する費用の一部を助成する、難聴児補聴器購入費等助成事業に係る経費を計上しております。

消防費には、防火水槽等修繕経費を追加計上しております。

教育費には、豊かな体験活動推進事業に係る経費と、強風被害に伴う中学校屋上防水補修経費を計上しております。なお、この補修経費の2分の1については、損害共済金を見込んでおります。

諸支出金では、田布施町土地開発公社解散に伴う清算金の確定による剰余金を、土地開発基金積立金として増額補正しております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,101万6千円を増額し、予算総額を53億5,401万6千円とするものであります。

議案第24号は、住民基本台帳法の一部を改正する法律による「外国人登録法の廃止」に伴い、田布施町課設置条例に規定する町民福祉課の分掌事務から外国人登録の事務を削除しようとするものであります。

議案第25号の田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例も同じく、外国人登録の廃止に伴うものであります。

今回の改正は、我が国に入国・在留する外国人が年々増加していること等を背景に、市町村が外国人住民に対し日本人と同様に、基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まっているため、外国人住民についても、日本人同様に住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を図るための「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が、平成24年7月9日から施行されるものであります。

改正の概要は、これまで外国人登録法に基づいて把握していた外国人住民についても、住民基本台帳に記録することとされるため、本条例中、特に外国人登録法に基づいて規定されていた外国人に係る部分を、新たに住民基本台帳法に規定されるものに置きかえるものであります。

以上、本日御提案申し上げました議案6件について、その概要を御説明いたしました。詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係者から説明申し上げるもので、よろしく御審議承り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（谷村 善彦議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第20号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第21号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第22号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第23号、質疑ありませんか。国永議員。

○議員（6番 国永美恵子議員） 歳出のほうで、6ページですけれども、町長の説明では、中学校の屋上ということだったんですが、6ページの学校管理費の修繕料、この詳細説明を求めます。

○議長（谷村 善彦議員） 田中課長。

○学校教育課長（田中 章君） 6ページ、中学校費でございます。修繕料380万3千円だったか。

これは実は、歳入4ページを見ていただきたいんですが、4ページの雑入、下の段です、その一番

下、損害共済掛金192万1千円とあります。これと絡むむわけなんですけど、実は、これは4月の3日、4日夜半から明け方にかけてだったと思うんですけども、ものすごい強風の吹いた日があります。それによって、中学校の屋上防水、平成6年9月から使っておるので18年経過しておるということで、また多少浮きが出よったんですが、めくれるというか、そういう状況にありました。

面積的には519平米、どうしてもこれにはすぐに対応しなければならないということで、実は対応、4月の10日から17日にかけて整備しております。張り替えです。要は384万3千円かかったわけですが、町村会ですか、総務課がやっております町の建物保険があります、その方から2分の1の補助が出るということで、歳入に2分の1をかけております。2分の1は単独で、そういう状況です。

○議長（谷村 善彦議員） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第24号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第25号、質疑ありませんか。はい、清神議員。

○議員（8番 清神 清議員） 外国人と称する者は、田布施町に何名ぐらい該当する方いらっしゃいますか。

○議長（谷村 善彦議員） 田縁課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） 43名です。

○議長（谷村 善彦議員） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第25号までの6件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第12. 陳情第4号

○議長（谷村 善彦議員） 日程第12、陳情第4号陳情書県道光柳井線の歩道、自転車道及び右折車線の設置についてを議題といたします。

陳情第4号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、経済厚生委員会に付託いたします。

○議長（谷村 善彦議員） 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

（ベル）

午前11時25分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 村 善 彦

署名議員 石 田 修 一

署名議員 林 山 健 二

議事日程(第2号)

平成24年6月21日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第20号
専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例)
(委員長報告)
- 日程第3 議案第21号
専決処分の承認について(田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例)
(委員長報告)
- 日程第4 議案第22号
専決処分の承認について(田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
(委員長報告)
- 日程第5 議案第23号
平成24年度田布施町一般会計補正予算(第1号)議定について
(委員長報告)
- 日程第6 議案第24号
田布施町課設置条例の一部を改正する条例
(委員長報告)
- 日程第7 議案第25号
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
(委員長報告)
- 日程第8 陳情第4号
陳情書 県道光柳井線の歩道、自転車道及び右折車線の設置について
(委員長報告)
- 日程第9 議案第26号
固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第20号
専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例)
(委員長報告)

- 日程第3 議案第21号
専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）
（委員長報告）
- 日程第4 議案第22号
専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
（委員長報告）
- 日程第5 議案第23号
平成24年度田布施町一般会計補正予算(第1号)議定について
（委員長報告）
- 日程第6 議案第24号
田布施町課設置条例の一部を改正する条例
（委員長報告）
- 日程第7 議案第25号
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
（委員長報告）
- 日程第8 陳情第4号
陳情書 県道光柳井線の歩道、自転車道及び右折車線の設置について
（委員長報告）
- 日程第9 議案第26号
固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 閉会中の継続調査について

出席議員（13名）

1番	林山 健二議員	2番	西本 敦夫議員
3番	藤山 巖議員	4番	畠中 孝議員
5番	向井 恒夫議員	6番	国永美恵子議員
7番	高川 喜彦議員	8番	清神 清議員
9番	木本 睦博議員	10番	河内 賀寿議員
11番	岡崎南海子議員	12番	石田 修一議員
13番	谷村 善彦議員		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中田 正美君 書記 岸井 孝之君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	富田 辰也君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	西本 重貴君	税務課長	岡本 正君
町民福祉課長	田縁 和明君	建設課長	川添 俊樹君
経済課長	落合 祥二君	健康保険課長	猪股 勝美君
学校教育課長	田中 章君	社会教育課長	岡本 憲一君
会計室長	徳元 淳良君	収納対策室長	藤井 正彦君
給食センター所長	中野 哲朗君		

午前9時00分開議

(ベル)

○議長(谷村 善彦議員) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(谷村 善彦議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、藤山巖議員、西本敦夫議員を指名いたします。

日程第2. 議案第20号

日程第3. 議案第21号

日程第4. 議案第22号

日程第5. 議案第23号

日程第6. 議案第24号

日程第7. 議案第25号

日程第8. 陳情第4号

○議長(谷村 善彦議員) 日程第2、議案第20号専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例)から、日程第8、陳情第4号陳情書県道光柳井線の歩道、自転車道及び右折車線の設置についてまで、7件を一括議題といたします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田総務文教委員長。

○総務文教委員長(石田 修一議員) おはようございます。総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議において、当委員会に付託されました議案第20号、議案第21号、議案第23号及び議案第24号について、6月19日に審査を行いましたので、その経過と結果について

報告申し上げます。

議案4件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第20号並びに議案第21号につきましては、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。また、議案第23号並びに議案第24号につきましては、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（谷村 善彦議員） 次に、清神経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（清神 清議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第22号並びに議案第25号及び陳情4号について、6月15日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案2件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第22号につきましては、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定し、議案第25号につきましても、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。また、陳情4号につきましては、お手元に配付の審査報告書のとおり、採決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（谷村 善彦議員） これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は7件を一括して行います。議案第20号から陳情第4号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）及び議案第21号専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）まで、2件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷村 善彦議員） 起立多数です。したがって、議案第20号及び議案第21号まで、2件は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第22号専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第23号平成24年度田布施町一般会計補正予算（第1号）議定についてから、議案第25号田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例まで、3件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第23号から議案第25号まで、3件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第4号陳情書県道光柳井線の歩道、自転車道及び右折車線の設置についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第9. 議案第26号

○議長（谷村 善彦議員） 次に、日程第9、議案第26号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、提案理由を申し上げます。

議案第26号は人事案件に関するものであります。

本案は、田布施町固定資産評価審査委員会委員小川正一氏の任期が本年6月末をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

小川氏は人格及び識見にすぐれ、委員として適任と考え、提案するものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく御審議を承り、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（谷村 善彦議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第26号、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷村 善彦議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。本件は、原案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり同意されました。

日程第10. 閉会中の継続調査について

○議長（谷村 善彦議員） 次に、日程第10、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教委員長及び経済厚生委員長より、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（谷村 善彦議員） これで本日の日程は、全部終了します。
以上で会議を閉じます。

（ベル）

午後 9 時 1 2 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 村 善 彦

署名議員 藤 山 巖

署名議員 西 本 敦 夫